

## ■守口市耐震改修促進計画とは

○市内の住宅・建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進することにより、今後予測される大規模地震による被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを実現することを目的として定めます。

## ■改訂の背景

- 現行の計画が最終年度をむかえたため。
- 今後一層の住宅・建築物の耐震化を促進していく必要があるため。

## ■守口市耐震改修促進計画の構成

### ○現状と課題

1. 住宅
2. 多数の者が利用する建築物
3. 地域緊急交通路沿道建築物
4. 市有建築物

### ○基本的な方針

### ○目標

### ○目標達成のための具体的な取組み

1. 木造住宅
2. 多数の者が利用する建築物等
3. 地域緊急交通路沿道建築物
4. 市有建築物の耐震化への取組み
5. 耐震化の促進への社会環境整備

### ○その他関連施設の促進

1. 居住空間の安全性の確保
2. ハザードマップの活用
3. 2次構造部材の安全対策

### ○推進体制の整備

1. 庁内等の連携
2. 大阪建築物震災対策推進協議会との連携
3. 関係団体との連携
4. 自主防災組織、自治会等との連携

## ■基本的な方針

### 1. 目標の定め方

#### ○2段階の目標を掲げ耐震化を促進

市民と共に目指すべき目標値と、耐震性が不足する住宅・建築物を減らすための具体的な目標という2段階の目標を掲げ、耐震化を促進する

### 2. 取組みの視点

#### ○総合的な耐震化の促進

・耐震改修だけでなく、建替え、除却、住替えなど、さまざまな施策に取組む

#### ○効果的な耐震化の促進

・施策効果の高いものから優先順位をつけ、住まい手のニーズや住宅の種別、市街地特性に合った耐震化を促進  
・市街地特性を踏まえたモデル地区でのケーススタディを実施し、効果的な取組みについては他地区への展開を図る

### 3. 役割分担

#### ○住宅・建築物の所有者の役割

・自らの責任として捉え、自主的に耐震化に取り組む

#### ○市の役割

・より多くの市民の生命・財産を保護するため、耐震改修等住宅・建築物の所有者が行う耐震化の取組みをできる限り支援する

#### ○関係団体や企業等の役割

・市場において適切に住宅・建築物の耐震化（耐震改修・建替え・除却・住替え）が図られるよう、行政と連絡を図る

### 4. 計画期間

#### ○平成29年3月から平成37年度まで

概ね5年を基本として、計画の見直しを検討

## ○市民と共に目指す住宅・建築物の耐震化の方向性

### ■目標

#### 1. 耐震化率（住宅の目標値）

安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を市民と一丸となって進めていくため、新築や建替え、耐震改修、除却など、さまざまな手法により、市民と共に目指すべき目標値として掲げるもの

①住宅の目標値：平成37年までに 95%

②多数の者が利用する建築物の耐震化率：平成37年までに 95%

#### 2-1. 民間住宅・建築物の具体的な目標

##### ○木造住宅

・耐震化の遅れている木造戸建住宅約12,300戸、対象に確実な普及啓発・耐震化への意識向上  
・密集市街地や耐震性の低い住宅が集中する地区をモデルに選定して耐震化への取組みを実施

##### ○多数の者が利用する建築物

・耐震性が不足する全ての建築物を対象に確実な普及啓発  
・病院や学校など特に公共性の高いものや、災害時に避難所として利用するものを優先して耐震化を促進

##### ○地域緊急交通路沿道建築物

・災害時の道路機能を確保するため、耐震性が不足すると考えられる建築物を対象に確実な普及啓発を行う

#### 2-2. 公共建築物等の具体的な目標

##### ○市有建築物

・市有建築物については、市民の生命、財産を守るこれまでの耐震化の取組みを進め、避難所の耐震化も積極的に推進していく

### ■目標達成のための具体的な取組み

○耐震化に対する理解を深め、確実な普及啓発を進めるために、個別訪問や耐震フォーラムなどの取組みを重点的に行う

○部分改修や耐震シェルターの設置など、最低限「生命を守る」改修等についても促進する

○市有建築物については、引き続き災害時に重要な機能を果たす建築物等の耐震化を進める

### ■その他関連施設の促進

○居住空間の安全性を確保するため、家具の転倒防止の対策や防災ベッド、耐震テーブルの活用

○ハザードマップ等を活用し、防災意識や耐震化意欲の向上を図る

○ブロック塀や屋外広告物、天井、エレベーター等の2次構造部材について普及啓発等による安全対策を促進

### ■推進体制の整備

○部局を横断した体制づくりや、大阪府、市民、民間事業者などが、協同して取り組むことができる体制を整備する。